

令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準案 に対する意見募集の結果について

令和3年12月15日
原子力規制委員会

1. 概要

令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準案に対する意見募集について、意見募集を実施した。

期 間： 令和3年10月14日から同年11月12日まで（30日間）

対 象：

- 令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準案
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正案

方 法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）及びFAX

2. 意見公募の結果

○御意見数：6件※

○御意見に対する考え方：別紙のとおり

※御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。

廃止措置審査基準の制定案及び処分審査基準等の改正案に対する意見と回答

1. 廃止措置審査基準

No.	意見	回答
1-1	<p><該当箇所> 1 ページ 1. はじめに 1. 目的</p> <p><内容> ページの 1. の 3 行目「使用していない」は「使用しない」のほうがよい。品質管理基準規則の第 3 条の規定の文言と同様に。</p>	<p>ご指摘のとおり、修正します。</p>
1-2	<p><該当箇所> 1 ページ 2. 用語の定義 及び 3. 関連法令</p> <p><内容> 品質管理基準規則を追記したほうがよい。使用規則第 1 条・（定義）で引用しているから。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、以下のとおり修正及び追記します。</p> <p>2. 用語の定義 本審査基準において使用する用語は、…（略）…以下「使用規則という。）、<u>使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 34 号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号。以下「品質管理基準規則」という。）</u>において使用する用語の例による。</p> <p>3. 関連法令 <u><品質管理関連></u> ・品質管理基準規則第 54 条第 1 項第 1 号【継続的改善】</p>

1-3	<p><該当箇所> 2 ページ 18 行目「管理区域の線量限度」</p> <p><内容> 「管理区域の線量限度」は「管理区域の線量」の誤記ではないか？ 第 1 条には線量限度は規定されていないから。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、2 ページ<放射線業務従事者、管理区域及び周辺監視区域外に係る線量限度>を以下のとおり修正します。</p> <p><u><放射線業務従事者、管理区域及び周辺監視区域外に係る線量関連></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号。以下「線量告示」という。）第 1 条【管理区域】 ・線量告示第 2 条【周辺監視区域外】 ・線量告示第 5 条【放射線業務従事者】
1-4	<p><該当箇所> 2 ページ 1. 審査の対象 2 行目「添付書類」</p> <p><内容> 「添付書類」は「添付書類、添付図面、添付資料」などのほうがよい。使用規則第 6 条の 3 第 2 項に規定する「図面」、同第 6 条の 3 の 2 第 2 項に規定する「資料」も添付すべきものであるから。</p>	<p>ここで言う「添付書類」には、申請書本文の記載事項の説明に必要な図面や資料が含まれますので、原案のとおりとします。</p>
1-5	<p><該当箇所> 2 ページ 最下行から 2 行目「廃止措置計画を申請」</p> <p><内容> 「廃止措置計画を申請」は「廃止措置計画の認可を申請」の誤記ではないか？</p>	<p>ご指摘を踏まえて、1-6 のとおり修正します。</p>
1-6	<p><該当箇所> 2 ページ 最下行「6 か月間」</p> <p><内容></p>	<p>ご指摘を踏まえて、最下行から 3 行目以降のなお書きについて、以下のとおり修正します。</p> <p>なお、旧使用者等は、使用規則第 6 条の 9 の規定により、使用者と</p>

	<p>「6か月間」は「6か月間内」のほうがよい。法第57条の6第2項に「期間内」と規定されているから。</p>	<p>しての許可を取り消された日又は使用者の解散若しくは死亡の日から6か月以内に廃止措置計画の認可を申請しなければならない。</p>
<p>1-7</p>	<p><該当箇所> 3ページ Ⅲ. 審査の基準 1. 基本的考え方 5行目「放射線管理記録の原子力規制委員会が指定する機関（公益財団法人放射線影響協会）への引渡し」</p> <p><内容> 3ページの1. の5行目「放射線管理記録の原子力規制委員会が指定する機関（公益財団法人放射線影響協会）への引渡し」が廃止措置計画に記載すべき事項の対象外であることについての説明があったほうがよい。</p>	<p>ご指摘の「放射線管理記録の原子力規制委員会が指定する機関（公益財団法人放射線影響協会）への引渡し」については、廃止措置の終了の確認を受けるまでの間に講ずるべき一連の措置の全体像を表すために記していたものですが、本審査基準は廃止措置計画の認可に係るものであることから、ご指摘を踏まえて「1. 基本的考え方」の記載方針を見直し、廃止措置計画の認可の申請に当たっての基本的な事項を示すこととし、以下のとおり修正します。</p> <p>1. 基本的考え方</p> <p>廃止措置計画の認可制度においては、使用者又は旧使用者等が、使用施設等の廃止措置を講ずるに当たって、あらかじめその計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けることとされている。</p> <p>使用施設等の廃止措置とは、使用施設等の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質等の廃棄及び放射線管理記録の原子力規制委員会が指定する機関（公益財団法人放射線影響協会）への引渡しを指す。</p> <p>令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査に当たっては、廃止措置計画に示された使用施設等の解体の方法、核燃料物質の譲渡しの方法、核燃料物質による汚染の除去の方法及び核燃料物質等の廃棄の方法が、使用規則第6条の5に定める認可の基準に適合するものであること、及び廃止措置期間中においても、放射線業務従事者、管理区域及び周辺監視区域外に係る線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにする措置が講じられるものであることを確認する。なお、原子力規制委員会</p>

		<p>の定める線量限度は、線量告示に規定されている。</p> <p>このような基本的考え方の下、申請書及びその添付書類の記載事項ごとに、その審査における審査基準を「2. 申請書記載事項に対する審査基準」及び「3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準」に示す。</p>
1-8	<p><該当箇所> 3ページ Ⅲ. 審査の基準 1. 基本的考え方 最下行から3行目「管理区域に係る線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにする」</p> <p><内容> 管理区域に係る線量限度は定められていないのではないかと？</p>	<p>管理区域については、線量告示で規定されている線量、濃度及び密度を超えるおそれがある場合に管理区域を設定し、必要な措置を講ずるよう求めています。「1. 基本的考え方」については、1-7のとおり修正します。</p>
1-9	<p><該当箇所> 3ページ Ⅲ. 審査の基準 1. 基本的考え方 最下行から2行目「措置」</p> <p><内容> 放射線業務従事者については、使用規則第2条の11の5第1項第2号に定める濃度限度を超えないようにする措置も必要ではないのか？</p>	<p>ご指摘のとおりですが、「1. 基本的考え方」の記載方針を見直し、1-7のとおり修正します。</p>
1-10	<p><該当箇所> 3ページ Ⅲ. 審査の基準 1. 基本的考え方 最下行から5行目「及び」以下の内容</p> <p><内容> 何を基に審査するのか？ 使用規則第6の3第2項のただし書きの</p>	<p>放射線業務従事者、管理区域及び周辺監視区域外に係る線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにする放射線防護措置については、廃止措置期間中も講ずる措置であるものの、定量的に線量評価を行い線量限度を超えないことを審査するものではありません。そこで、ご指摘の箇所は、1-7のとおり修正します。</p> <p>なお、これまでの廃止措置計画に係る審査において、申請書記載</p>

	<p>規定により、放射線被ばくの管理に関する説明書は添付されないが。</p>	<p>事項の「解体の方法」や「核燃料物質の汚染の除去」等に関する説明として、放射線被ばく管理に関する基本的な考え方が示されていることを確認してきており、この方針を今回意見募集をかけた審査基準案の2.(1)2)及び(5)に明確にしました。</p>
1-11	<p><該当箇所> 4 ページ 2. 申請書記載事項に対する審査基準 (1) 解体の対象となる施設及びその解体の方法 1) 解体の対象となる施設</p> <p><内容> 審査基準では廃止措置対象施設で「解体を行わないものについては汚染部位の特定、除染等を行い、その後、放射線による障害の防止の措置を必要としない状況になったことを確認することが示されていること」と記載がありますが、建屋の解体の有り無しに関わらず確認すべきことだと考えます。</p>	<p>ご指摘の点は、建屋の解体の有無に関わらず確認すべき事項として、本審査基準に定められています。</p> <p>例えば、建屋の解体がある場合には、本文記載事項として、「(1)2) 解体の方法」及び「(5) 核燃料物質による汚染の除去」において、添付書類として、「3.(3) 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書」において、それぞれ確認することとしています。建屋の解体がない場合であっても、これらを確認する旨を明確にするために記載したものです。よって、原案のとおりとします。</p>
1-12	<p><該当箇所> 5 ページ 1 行目の次行</p> <p><内容> 空白は必要ないのではないか？</p>	<p>ご指摘のとおり、削除します。</p>
1-13	<p><該当箇所> 6 ページ (4) 核燃料物質の管理及び譲渡し 4)</p> <p><内容> 核燃料物質の譲渡しについて、廃止措置計画の審査基準では「譲渡し先が確定した後に廃止措置計画の変更認可申請により譲渡し先を</p>	<p>廃止措置計画の認可申請に当たって、使用規則第6条の5第3号において、廃止措置計画の認可の基準として、「核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。」と定められております。仮に、最初の廃止措置計画認可の申請時に核燃料物質の譲渡し先が決まっていなかった場合は、決定次第変更認可を申請し、譲渡し先を明確にさせていただく必要があります。</p>

	<p>明確にする旨及び当該変更認可を受けた後でなければ譲渡しを行わない旨が示されていること」記載されておりますが、核燃料物質の使用許可では保管している核燃料物質の譲渡しについては使用変更許可申請することなく計量管理上の報告をすることで譲渡してきておりました。そのため、廃止措置計画においても保管している核燃料物質の一部のものを譲渡す場合は変更認可申請は不要ではないかと考えます。</p>	<p>核燃料物質の譲渡し先が決まりましたら、廃止措置計画の変更認可申請をしていただき、原子炉等規制法に基づいた適切な核燃料物質の譲渡しを行うことを明確にさせていただく必要がありますので、原案のとおりとします。</p>
1-14	<p><該当箇所> 7ページ (8) 廃止措置に係る品質マネジメントシステム 9ページ (6) 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書</p> <p><内容> 品質マネジメントシステムとの記載が見られるが、品管規則において4 1条非該当使用者は品質マネジメントシステムの確立を必要とはされておらず、どの範囲までの要求がなされているのかが不明瞭である。</p>	<p>令第 41 条非該当使用施設等については、品質管理基準規則第 54 条第 1 項第 1 号に定める措置に関する記載及び説明書の添付を要求しています(使用規則第 6 条の 3 第 1 項第 11 号及び第 2 項第 10 号)。 これらの点を明確にするため、ご指摘を踏まえて、以下のとおり修正します。</p> <p>7 ページ (8) 廃止措置に係る品質管理 (継続的改善) ・ 使用規則第 6 条の 3 第 1 項第 11 号 品質管理基準規則第 54 条第 1 項第 1 号に基づき、廃止措置期間中における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理について、個別業務の継続的な改善を計画的に実施し、これを評価することが示されていること。 <u>なお、廃止措置期間中においても、許可を受けたところにより同号に定める措置を講ずる場合は、その旨が示されていればよい。</u></p> <p>9 ページ (6) 廃止措置に係る品質管理 (継続的改善) に関する説明書 ・ 使用規則第 6 条の 3 第 2 項第 10 号</p>

		<p><u>個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、評価していることについて、以下の事項が示されていること。</u></p> <p><u>1) 原子力の安全確保を目的としていること。</u></p> <p><u>2) 廃止措置対象施設における保安活動を適用範囲としていること。</u></p> <p><u>3) 廃止措置期間中における個別業務について、改善策を立て、実施し、その結果を評価して必要があれば更なる改善を行うことを実施内容としていること。</u></p> <p><u>なお、廃止措置期間中においても、許可を受けたところにより同号に定める措置を講ずる場合は、その旨が示されていればよい。</u></p> <p>※ 廃止措置計画の認可の申請をされる際は、品質管理（継続的改善）及びこれに関する説明書の記載例が原子力規制庁の HP 上で公開されておりますので（令和2年3月19日付けで開催した核燃料物質使用者（政令41条非該当）等に関する法改正事項説明会の資料3-8及び3-9）、ご参照ください。</p>
1-15	<p><該当箇所> 7ページ （8）廃止措置に係る品質マネジメントシステム</p> <p><内容> 使用規則第6条の3第1項第11号および品質管理基準規則第3条第2項の規定により、令第41条非該当使用施設等に関しては、特例として品質マネジメントシステムの確立は要求されておらず、その代わりに品質管理基準規則第54条の措置を講じることとなっているのではないのか？</p>	1-14 をご参照ください。
1-16	<p><該当箇所> 9ページ （6）廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する</p>	ご指摘を踏まえて、1-14 のとおり修正します。

	<p>る説明書</p> <p><内容> 1)の「改善」は「継続的な改善」のほうがよい。品質管理基準規則第54条第1項第1号の規定のとおり。</p>	
1-17	<p><該当箇所> 9ページ (6) 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書</p> <p><内容> 品質管理基準規則第54条第1項に規定する「改善の評価」、「記録の作成、管理」を追記したほうがよい。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、1-14のとおり、説明書において示される事項を明確化しました。</p>
1-18	<p><該当箇所> 全体</p> <p><内容> 第37回原子力規制委員会でも話題に上がったように、変更申請による許可範囲の規模縮小と廃止措置計画の位置づけを明確にしてもらうことを望みます。</p>	<p>廃止措置計画の申請時点において、許可を受けた全ての使用施設等における核燃料物質の使用の意向がない場合には、都度の許可の変更申請は不要とし、廃止措置計画による手続きのみでの廃止措置の実施を可能とする運用となります。</p> <p>なお、一部の使用を継続する場合は、継続使用する施設等に縮小する旨の変更許可申請を行っていただくことが必要です。</p>
1-19	<p><該当箇所> 全体</p> <p><内容></p>	<p>届け出なければならない廃止措置計画の軽微な変更とは、他事業の場合と同様に、代表者の氏名の変更や設備の構成材の名称変更等廃止措置における安全の確保に直接影響しないことが明らかなものが想定されます。</p>

<p>事業者が事前に変更の認可を申請すべきものを意図的に（または誤って）軽微な変更として事後に届け出ることがあっては安全上問題であり、それを避けるためには、使用規則第6条の4第1項の「使用施設等の保全上支障のない変更」のブレークダウンした具体例を明示したほうがよい。</p>	<p>廃止措置に必要な設備の追加や仕様の変更、放射性廃棄物の廃棄の方法の変更等、使用施設等の廃止措置における安全の確保に影響がある事項については、他事業の場合と同様に、廃止措置計画の変更の認可の申請が必要です。廃止措置計画に従わずに廃止措置を講じた場合には、原子力規制委員会による是正措置命令を受け、この命令に違反した場合には罰則が適用されるおそれがあります。</p>
---	--

2. 処分審査基準等

No.	意見	回答
2-1	<p>＜該当箇所＞ 別表 改正後 第57条の5 第2項の破線で囲んだ「内容」欄</p> <p>＜内容＞ 「使用施設等（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用するものを除く。）」と、審査基準案の1ページの4行目「令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用していない使用施設等」とは、どちらかに記載を統一できないのか？ 両者が同じものを指しているのであれば。</p>	<p>ご指摘のとおり、いずれも同じ施設を指すため、審査基準案の1ページの2～4行目の記載に統一し、処分審査基準等の別表中、「核燃料物質の使用施設等（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用するものを除く。）」は「核燃料物質の使用施設等（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用<u>しないものに限る。</u>）」に修正します。</p>

3. 以下の御意見は本審査基準（案）の内容に関係しない原子力行政に関するご意見

意見
発電所再稼働問題 放射能汚染地問題 放射能汚水問題 半減期を他の音波、超音波等の干渉により早めることはできませんか。 除染も水和させてるだけで放射能が減ってるわけではありません。半減期についても拡散しているだけです。 それで海に流しても大丈夫は疑問です。 発電所稼働問題は東京都心部に発電所を建設して安全性を示してください。地方に設立して放射能漏れ起こして。まったく説得力ありません。 素人考えでごめんなさい。教えてください
これはこれで、いいですが、今後は服部禎男氏が提唱している、超小型原子炉の開発・設置を推進してください。このように廃止時のことで悩まなくて済みます。
報道では、東日本大震災にともなう東京電力の対応が取りざたされていますが、私が住む北海道も、かつては幌延、現在は寿都と、原子力とは切り離せない地域です。こうした意見表明の場があれば、国民だれもが参加できる議論の場となりますので、これからもこうした場を設けていただきたく存じます。